

平成31年度監察基本計画

1. 監察の目的

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推奨及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであり、平成31年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、平成31年度においては、以下の取組について実施する。

1) 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日）」が決定された。

国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため、「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（平成27年1月29日）」を策定し、平成32年度末までに達成すべき目標値を定め、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

このため、働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組の状況を確認した上、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

以上から、地方整備局等において、働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組について、監察を実施する。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスの確保は、組織全体に対する社会的な信用を維持することにつながるのみならず、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであって、業務執行の基盤とも言うべきものである。

以上から、コンプライアンスの徹底に関する以下の取組について、監察を実施する。

① 入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組につい

ては、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発防止に向けて推進していたところであるが、平成28年度、中部地方整備局の発注工事に関し、複数の職員が機密情報を漏えいするなどして収賄等の容疑で逮捕・起訴され、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

このような状況下で国民の信頼を回復するために、組織全体において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等を参照しつつ、改めて検証することが必要不可欠である。

以上から、地方整備局等において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、監察を実施する。

（なお、平成30年度から入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底に向け、本省と地方整備局等が連携して統一的に取組を進めている。

② 許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

地方運輸局等においては、交通・運輸事業の許認可及び監査、自動車の検査登録等に係る事務（以下、「許認可事務等」という）を多く担っている。特に、自動車の検査登録事務においては多くの個人情報保有していることから、その適切な管理が強く求められている。

一方、過去には度々個人情報の漏洩や個人情報の不適切な管理が問題となった事案が発生してきた。また、本省及び東京航空局においては、昨年、航空法に基づく許認可等の手続きについて、多くの不適正な業務処理が行われていたことが明らかになった。

以上から、地方運輸局において、許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、許認可事務等に係る適正性の確保や個人情報管理を中心に監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、平成31年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

○ コンプライアンスの徹底に関する取組

2) 特別監察

○ 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

国土地理院

地方整備局（北陸、近畿、四国、九州）

北海道開発局

地方運輸局（北海道、北陸信越、近畿、四国、九州）

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要のある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を実施するものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上